

# 確定申告計算会の参加は早めの予約で！

令和6年度の個人の確定申告期限は、所得税が3月17日（月）、消費税が3月31日（月）です。尾北民商でも支部によっては、もう申告計算会が始まっています。これから3月13日（木）の重税反対全国統一行動までは、民商が一年で一番忙しい期間になります。早め早めに確定申告の準備を進めましょう。

支部の相談会に参加する際はご予約の上、必要な物をあらかじめ用意してご来場ください。



①収支を書き込んだ計算書、②税務署から送られてきた申告書類、③2024年中に支払った国民健康保険、年金など社会保険料額の分かるもの、生命保険、源泉徴収票などの書類、④扶養関係にある人の氏名、生年月日が分かるもの、⑤住宅借入金控除のある方は銀行の残高証明など、⑥筆記具、電卓、前の年度の申告書の控え、⑦これら以外でも必要と思われるものは全て持ってきてください。

手元の支部ごとの相談会のお知らせを今一度確認の上、想定外の資料が必要になっても対応できるよう日程に余裕を取って、早めの集計と予約をお願いします。

**尾北民商**  
ニュース

2025年  
2月3日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

# インボイス登録者は消費税の申告・納付も！

所得税と消費税は別々に申告し納税します。2023年10月に始まった消費税インボイス制度で、やむを得ず登録した人は、所得税に加えて消費税の確定申告が必要です。

## ・2年前の売上を確認してください

インボイス登録をされていて、2年前（令和4年度）の売り上げ額が一千万円以下だった人は、消費税を2割特例で計算できます。

ただし前回の消費税の特例計算は10～12月の3か月分でした。今回は1年分が対象となるため、特例計算を行う人は、昨年と売り上げが同じなら前回の4倍の消費税を支払わなくてはなりません。



## ・売上げの発生を確認できる資料を

売上げの締め日が20日などの場合は、締め後の10日間の売上も加算して計算します。

仕事の記録を取っている手帳やカレンダー、何日にやった仕事かわかる請求書の控えなど、売上げの発生日を確認できる資料を持ってきてください。

## ・消費税5%減税の署名を集めてください

今、あらゆるものが値上がりしています。売上が下がり経費は上がる中、国民は消費税減税を求めています。

インボイス制度が導入された理由は「消費税10%と8%の取引を区別するため」です。消費税の税率を2%下げるだけでインボイス制度を行う理由は無くなります。

申告計算会場には「消費税5%以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める請願」署名を集めて持ってきてください。

# 扶桑支部が新年会を行ないました！

扶桑支部は1月19日（日）に新年会を行い、20人が参加しました。

「昨年の総選挙で自公政権を少数にしたことで、私たちの要求を取り上げさせる可能性が生まれています。要求の実現に向けて声を上げて行きましょう。1月29日か

ら申告相談会が始まります。早めに予約をお願いします。今日は食べて飲んで交流を深めましょう」と岡田支部長があいさつを行い、参加者の皆で楽しいひと時を過ごしました。



# 3・13重税反対全国統一行動に参加を！